【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月15日提出

【計算期間】第45特定期間(自 2025年1月16日至 2025年7月15日)【ファンド名】日興・GS 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)

【発行者名】アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社【代表者の役職氏名】代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 新屋敷 昇

【連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 050-5785-6187

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、世界先進国の信用度の高いソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、 安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。 ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信· 追加型投信	投資対象地域		投資対象資 (収益の源泉	
	国	内	株	式
单位型投信			債	券
	海	外	不動產	主投信
追加型投信			その船	也資産
	内	外	()
			資産	複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファ ンドをいいます。

内外 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

自論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。

2)属性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		5.7
一般		(含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	*82000000	日本		
	年4回			
债券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			()
公债	(隔月)	欧州		
社债	2			
その他債券	年 12 回	アジア		
ク レジット属性	(毎月)	NORMALINO LADORO		
()		オセアニア		
	日々			
不動產投信		中南米	ファンド・オブ・	なし
	その他		ファンズ	ti.
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券(資				
産複合(債券 公		中近東		
债 高格付、その		(中東)		
他资産(债券先		20 000		
物)))))		エマージング		
资度複合				
()				
资產配分固定型				
资産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

たりヨファフトが該当りる属性区力を網掛けないしています。 その他資産(投資信託証券(資産複合(債券 公債 高格付、その他資産(債券先物)))) 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券およびその他資産(債券先物)に投資を行ないま す。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。 「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方 します。

、「高格付」とは、目論見書または投資信託約款において、原則として格付または信用力が相対的に高い 債券を主要投資対象とする旨の記載があるもの、もしくは同様の内容が確認できるものをいいます。 年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 グローバル(含む日本)

フローバル(日日日本) 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズ

、 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをNNます。

為替ヘッジなし 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替の ヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームペー ジ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色

- 1 世界先進国のソブリン債を中心に分散投資
- 2 実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ エル・ピー*が行ないます

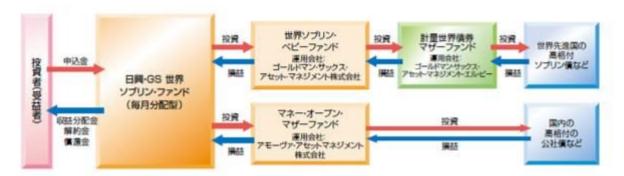
※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの米国拠点です。

- 3 原則、毎月分配を行なうことをめざします
 - ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが委託会社の判断により分配金額を 変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

●ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



■主な投資制限

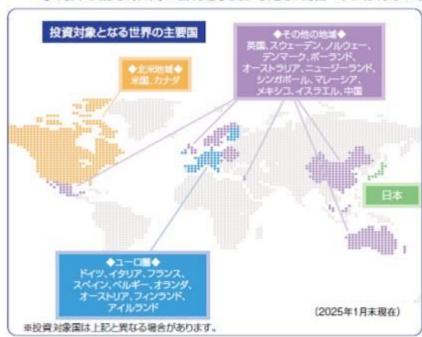
- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 外貨建資産への直接投資は行ないません。

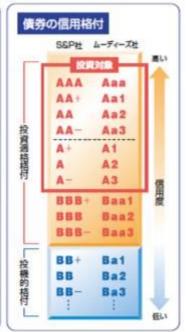
■分配方針

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

世界先進国の信用度の高いソブリン債 (国債や政府機関債)を中心に分散投資を行ないます

- 主な投資対象債券は、世界先進国のソブリン債です。
- ●組入債券の平均格付はAA-格相当以上を維持、投資対象となる債券の格付は組入時において A-格相当以上とします。
- 海外の相対的に高い金利を享受するため、為替ヘッジは行ないません。





【ソブリン情】

ソプリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。

主要先進国の国債や世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券が含まれます。

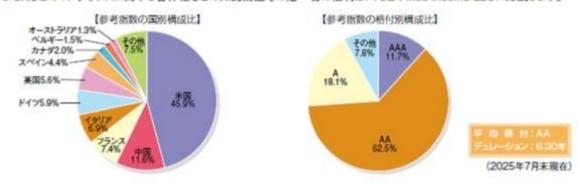
(ソプリン sovereign/[形]主権を有する、最高の)



●参考指数について

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)を参考指数として運用を行ないます。

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。



※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 ※上記のグラフの各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

2 実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが行ないます

(億米ドル)

30,000

25,000

20.000

15,000

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントについて

(2024年12月末現在)

世界におけるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの 運用資産額の推移

(1988年12月末~2024年12月末)

○ 設立 1988年○ 従業員数 2,261名

○ 運用資産残高 28,196億米ドル

(約443.1兆円、1米ドル =157.160円にて円換算)

○ 投資信託、世界最大クラスの企業年金 および公的年金、各種公益基金、銀行、保険 会社および事業法人などを顧客にもつ。

運用手法

計量モデルを用いた積極的な運用を行ないます。



獲得をめざします。

Goldman Asset Management

- ○ゴールドマン・サックスは、1869年の創業以来、150年超の長い 歴史を持つ米国の金融グループです。
- ○本要であるニューヨークを含め、世界35ヵ国以上、90粒の拠点に 約4万5,300人の社員を強しています。
- ○ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、ゴールドマン・サックス の資産連用部門です。

3 原則として、毎月安定した収益分配を行なうことをめざします

- ●組入債券の利息収益などを原資として、毎月分配を行なうことをめざします。
- ●毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

【分配金のイメージ】

- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額が変わる場合や分配を行なわない場合もあります。
- ※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

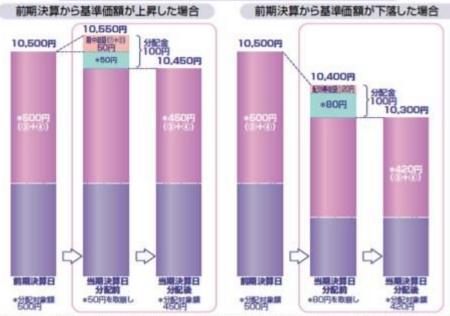
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。

投資個託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することに なります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ①収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合 があります。ファント購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配 金)は実質的に元本の 一部払戻しとみなされ、 その金額だけ個別元本 が減少します また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税 扱いとなります。

- 普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金:個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、 (特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金限度額

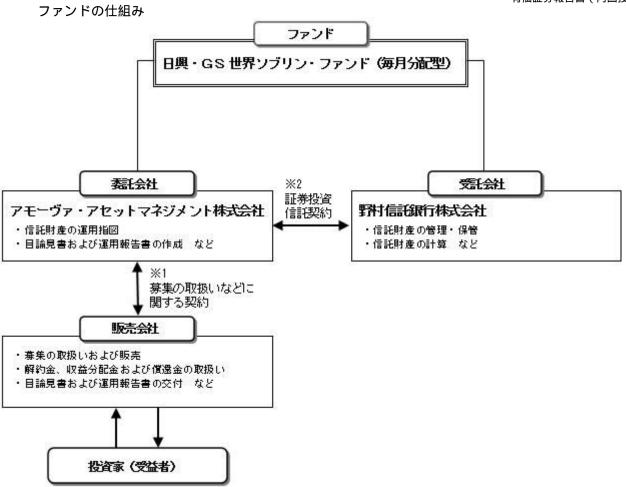
- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2003年 3月28日

・ファンドの信託契約締結、運用開始 2017年4月14日

- ・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社との投資顧問契約を解除
- (3)【ファンドの仕組み】



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、
- 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み> 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況

- 1)資本金(2025年7月末現在) 17,363百万円
- 2)沿革

1959年:日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999年:日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更 2025年:「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から 「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

3)大株主の状況(2025年7月末現在)

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないま

へ。 追加型証券投資信託「世界ソブリン・ベビーファンド」 証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」 各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案し

て、決定します。 ・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。 ・ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支 障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない 場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。 追加型証券投資信託「世界ソブリン・ベビーファンド」 証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)有価証券
- 2)金銭債権
- 3)約束手形
- 4)為替手形

主として次の証券投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま

- す。)に投資することができます。
 1)追加型証券投資信託「世界ソブリン・ベビーファンド」
 2)証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」
 3)短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規 まする相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
 4)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証
- 券に限ります。

次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲 げる権利を含みます。) により運用することができます。

-) 預金) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン 4) 手形割引市場において売買される手形 次の取引ができます。
- 1)資金の借入

投資対象とする投資信託証券の概要< 世界ソブリン・ベビーファンド>

<u> </u>	<i>,,,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	212
運用の基準	本方針	
主な	ù 投資対象	「計量世界債券マザーファンド」を主要投資対象とします。
運用	月方針	・「計量世界債券マザーファンド」を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をはかることを目標として運用を行ないます。なお、市況動向によっては、有価証券などへの直接投資を行なうこともあります。 ・原則として、マザーファンドの組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。
主な	论投資制限	 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

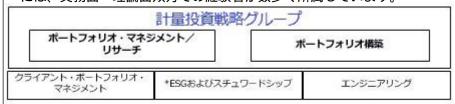
		有侧征分积口音(内巴汉貝尼瓦
	収益分配	毎決算時に、基準価額水準、市況動向などを勘案して収益分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファ	ンドに係る費用	
	信託報酬	純資産総額に対し年率0.935% (税抜0.85%)
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費 用、監査費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その	他	
	委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限 (2003年 3 月27日設定)
	決算日	毎月14日(休業日の場合は前営業日)

(ご参考)計量世界債券マザーファンド

_ (こ) ち) 引 里 世 介	・
運用の基本方針	
主な投資対象	世界各国の高格付の国債、政府機関債などのソブリン債(債券先物取引、円短期金融商品などを含みます。)を主要投資対象とします。
運用方針	・ポートフォリオの構築には、ゴールドマン・サックスが開発した計量モデルを使い、ベンチマークを上回る投資成果をめざします。計量モデルによる分析に基づき、債券・円短期金融商品における資産配分、債券国別配分および通貨配分を含む戦略を実施します。なお、計量モデルの改良などにより、当戦略は変更、追加、削除される可能性があります。
	 ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、為替ヘッジなし・円ベース) をベンチマークとします。 ・投資する債券の格付けは、組入時においてAマイナス格相当以上、ポートフォリオの平均格付はAAマイナス格相当以上とし、信用リスクを抑えた運用をめざします。
	・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに 従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額 を超えないものとします。
	・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

委託会社 および 投資顧問会社

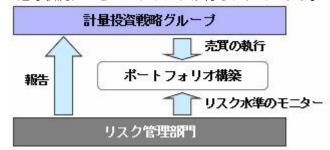
- 委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、 米国ニューヨークに本拠を置くゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに債券および通貨の運用の指図に関する権限(デリバティブ取引
- などに係る運用の指図を含みます。)を委託します。 当ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーの計量投資戦略グループが主として担当します。計量投資戦略グループ には、実務面・理論面双方での経験者が数多く所属しています。



*の付されたチームは、計量投資戦略グループ、株式ソリューションズ、ファンダメンタル株式の3つ の運用チームをサポートしています。

2024年12月末現在:上記は今後変更されることがあります。

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーのリスク管理体制・当ファンドにおいては、委託会社グループ内に設置されたリスク管理部門により、多角的に運用のリスク管理が行なわれています。・リスク管理部門は、運用部門とは独立した組織として、第三者的な視点からポートフォリオのリスクをモニターします。リスク管理部門は、具体的には、ポートフォリオのリスクをモニターします。リスク管理部門は、具体的には、ポートフォリオがシスフィスの場合のである。 エラー(ベンチマークの収益率からのカイ離の散らばり具合)が事前に設定され エラー (ヘンディーグの収益率からのガイ離の取らはり具合) が事前に設定され た許容範囲内にとどまっているか否かを点検します (カイ離幅が許容範囲に収ま る保証があるわけではありません)。 また、委託会社および運用の拠点のコンプライアンス部門により、法令および信 託約款などの遵守状況につきモニタリングが行なわれています。



2024年12月末現在:上記は今後変更されることがあります。

市況動向や資金動向その他の要因などによっては、上記の運用方針に従った運用 ができない場合があります。

*FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性およ び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権などの知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLC に帰属します。

くフネー・オープン・フザーファンド>

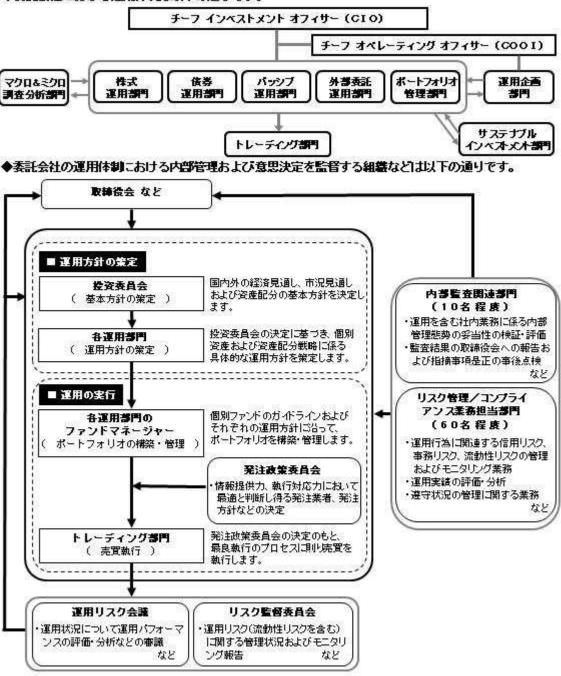
<u> </u>	<u> </u>	- <i>JyJr</i> /
運用の基	本方針	
基本	x方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な	ù 投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資	資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が
		・
主な	2投資制限	・株式(新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。)への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
		・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めると ころに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超 えないものとします。
		・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポー ジャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポー ジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ
		100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配	収益分配は行ないません。
ンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、 信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 2025年9月1日付けで「日興アセットマネジメント株式会社」から変更
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限 (2003年 3 月28日設定)
決算日	毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)
	ンドに係る費用 信託報酬 申込手数料 信託財産留保額 その他の費用など 他 委託会社 受託会社 信託期間

(3)【運用体制】

<委託会社における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



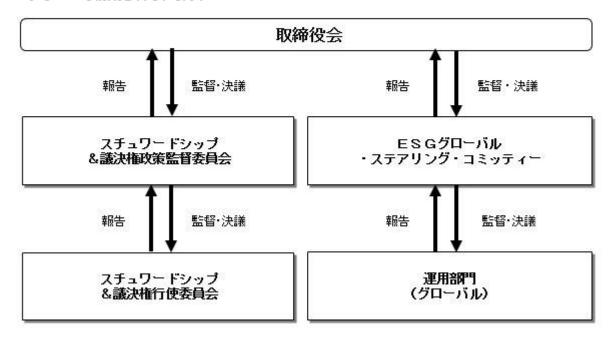
委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置 する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行な うこととしています。

(スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占める メンバーで構成されています)



上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。 1)分配対象額の範囲

- 経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 2)分配対象額についての分配方針 分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざ します。
- 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用

を行ないます。 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(5)【投資制限】

約款に定める投資制限

- 利款に定める投資制限 1)前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないませ
- 3)外貨建資産への直接投資は行ないません。
- 3)外質建質産への直接投資は行ないません。
 4)信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て(解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。イ)解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲

 - 口)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内ハ)借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 二)解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産が保存する。存在は一般の表現の表現した。 信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始 日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の 当該期間とします。

- ホ)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支
- が、特技員にはる収益力能並の文払員並のチョとのための個人期间は、信託財産から収益力能並が支 弁される日からその翌営業日までとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、表託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこ

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク 当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資 元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属 します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。 ・当ファンドは、主に債券の影響によりでは、自然の価格の下落や、債券の発行体の財
- 当ファンドは、ヨファンドは預用金とは異なりよう。 当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財 務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨 建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- 投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合に は価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅 は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

- 信用リスク
 一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
 ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
 ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- する要因となります。

する安岡になった。 為替変動リスク 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、 ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- くその他の留意事項>
 ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
 ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

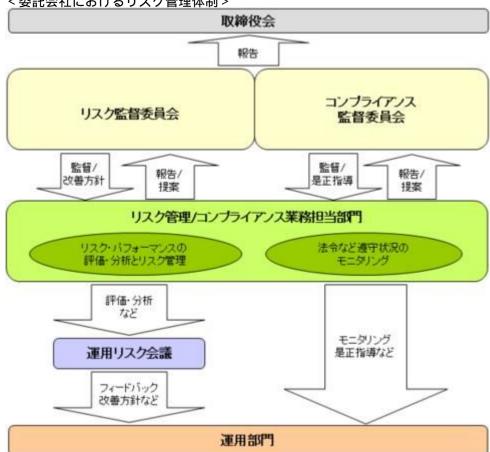
(員対象とする投資信託証分に関する事項 諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これ により、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファン ドの取得・換金ができなくなることもあります。 ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投 資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴なう資金流出入などがあり、その結果、 当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及

- 当該投資信託証分にのいて有間証分の元具なこの主した。
 「はす場合があります。
 ・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項
 一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
 ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に発素が生じる場合があります。
- に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があり ます
- ます。 運用制限や規制上の制限に関する事項 関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会 社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限さ れることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連し て、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影

- 響を及ぼす可能性があります。
- 音 こべばく うればん かくない。 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項 ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2)リスク管理体制

<委託会社におけるリスク管理体制>



全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理 / コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に明一度以上収益のではリスク管理部門が事務にあるサスク監督委員会を通して経営陣に報告され、翌年日の度以上収益の公司に対しております。 役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議において は、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク(流動性リスクを含む)、市場リスク、カウンターパーティー リスク、オペレーショナルリスク(事務リスクを含む)など)に関するモニタリングとその報告に加えて、 重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めており ます。

ます。 **運用状況の評価・分析および運用リスク管理** ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク(流動性リスクを含む)の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。 **法令など遵守状況のモニタリング** 運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。 上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、 年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国情
平均值	2.8%	15.2%	22.9%	13.4%	-2.1%	4.8%	7.3%
最大值	13.7%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小值	-5.7%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

- ※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 泰上記は2020年8月から2025年7月の5年間の各月末に おける適近1年間の臓落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび 他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンド の臓落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した 理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間 騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 ·······TOPIX (東証株価指数)配当込み

先進国株 --- MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ペース) 新興国株 --- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、

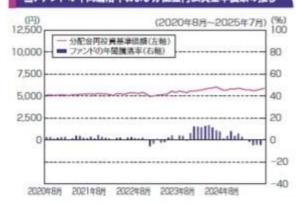
円ペース) 日本国債 --- NOMURA-BPI国債

先進国債 --- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

新興国債---JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ヘッジなし、円ペース)

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算して おります。
- ※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、 各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの 値です。
- ※分配金再投資基準価額は、2020年8月末の基準価額を起点 として指数化しています。
- ※当ファンドの分配金両投資基準価額および年間騰落率(各月末 における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資した ものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および 実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合 があります。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX (東証株価指数)配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社」PX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ペース) 当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮し たものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) 当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもので す。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRC」)が公表している 指数で、その知的財産権はNFRCに帰属します。なお、NFRCは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、 有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式 会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円へッジなし、円ベース) 当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象に した指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせくだ さい。

・販売会社における申込手数料率は1.65%(税抜1.5%)が上限となっております。 ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得 た額とします

・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、 販売会社にお問い合わせください。 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コス トの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません。 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率(年率)	<純資産総額に対し>
当ファンド	0.44%(税抜0.4%)
投資対象とする投資信託証券	0.935%(税抜0.85%)程度*
実質的負担	1.375% (税抜1.25%)程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.44%(税抜 0.4%)の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率(年率)0.935%(税抜0.85%)程度*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は1.375%(税抜1.25%)程度となります。
 *投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況-2 投資方針-(2)投資対象」-「投資対象とする投資信託証券の概要」をごされています。 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などによ り変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の<u>配分(年率)は、以下の通りとします。</u>

純資産総額	信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合 計	委託会社	販売会社	受託会社
200億円未満の部分	0.40%	販売会社と 受託会社へ の配分を除	0.29%	0.03%
200億円以上1,000億円未満の部分			0.31%	0.03%
1,000億円以上3,000億円未満の部分			0.33%	0.02%
3,000億円以上の部分		いたもの 	0.34%	0.02%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供 などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定し、受託会社の配分はファンド全体の純資産 総額に応じて決定します。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期末または信託終 了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産か ら支払います。

・ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)。 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目

的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

- < 投資対象とする投資信託証券に係る費用 > 「世界ソブリン・ベビーファンド」 ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料

- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 *監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異 なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象と なります。
- NISAの対象ではありません。

・当ファンドは、NISAの対個人受益者の場合)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれ かを選択するに対する。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)*については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みま

サ。)を控除した利益 確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場 株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益 通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利 るのでは、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間では、1000円間には、1000円には、1000円には、1000円には、100 子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算

が可能です。
法人受益者の場合

) 収益分配金、解約金、 償還金に対する課税

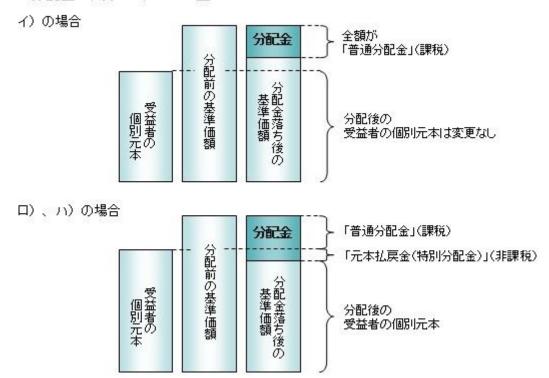
1)収益分配金、解約金、領域金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。 2)益金不算入制度の適用 益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。 個別元本

- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ
- 1) 台文価句の負別時の基準間段(中心子数代のより当成子数代刊に成る内裏が反対に回るである。)が個別元本になります。
 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)
 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部社中に「担当する報公)の区分があります。

- 本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 2)受益者が収益分配金を受け取る際
- - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。 受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場
 - 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益 イン (大型) には、大型 (大型) には、大型 (大型) が記念の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から 元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。 (大) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益
 - 者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2025年10月15日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが 変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め します。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年1月16日~2025年7月15日

総経費率(①+②)	①蓮用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.41%	0.44%	0.97%

- ※対象期間の運用管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは 消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で致した値(年率)です。
- ※その他費用は、投資先ファントが支払った費用を含みます。
- ※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- 率これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※連用管理費用の内記等の詳細につきましては、対象側側の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【日興・GS 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,921,632,849	98.32
親投資信託受益証券	日本	5,719,771	0.19
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		44,152,691	1.49
合計 (純資産総額)		2,971,505,311	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	世界ソブリン・ベビーファンド	4,369,123,448	0.6624	2,894,107,371	0.6687	2,921,632,849	98.32
日本	親投資信託受 益証券	マネー・オープン・マザーファンド	5,617,532	1.0181	5,719,209	1.0182	5,719,771	0.19

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.32
親投資信託受益証券	0.19
合 計	98.51

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

【純貧産の推移】			1		
 	月別 -	純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
נינונ אנ		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第26特定期間末	(2016年 1月15日)	8,251	8,295	0.7547	0.7587
第27特定期間末	(2016年 7月15日)	7,195	7,238	0.6792	0.6832
第28特定期間末	(2017年 1月16日)	6,714	6,755	0.6525	0.6565
第29特定期間末	(2017年 7月18日)	5,893	5,931	0.6195	0.6235
第30特定期間末	(2018年 1月15日)	5,555	5,591	0.6070	0.6110
第31特定期間末	(2018年 7月17日)	5,077	5,112	0.5777	0.5817
第32特定期間末	(2019年 1月15日)	4,537	4,571	0.5295	0.5335
第33特定期間末	(2019年 7月16日)	4,440	4,474	0.5261	0.5301
第34特定期間末	(2020年 1月15日)	4,208	4,224	0.5132	0.5152
第35特定期間末	(2020年 7月15日)	4,121	4,137	0.5161	0.5181
第36特定期間末	(2021年 1月15日)	3,935	3,951	0.5007	0.5027
第37特定期間末	(2021年 7月15日)	3,815	3,830	0.4996	0.5016
第38特定期間末	(2022年 1月17日)	3,635	3,643	0.4870	0.4880
第39特定期間末	(2022年 7月15日)	3,683	3,691	0.5043	0.5053
第40特定期間末	(2023年 1月16日)	3,223	3,231	0.4521	0.4531
第41特定期間末	(2023年 7月18日)	3,309	3,313	0.4910	0.4915
第42特定期間末	(2024年 1月15日)	3,254	3,257	0.5067	0.5072
第43特定期間末	(2024年 7月16日)	3,316	3,319	0.5449	0.5454
第44特定期間末	(2025年 1月15日)	3,081	3,084	0.5217	0.5222
第45特定期間末	(2025年 7月15日)	2,958	2,961	0.5198	0.5203
	2024年 7月末日	3,192		0.5252	
	8月末日	3,084		0.5094	

	日岡毗刀・	<u> 和古書(内国投頁信託</u>
3,072	0.5110	
3,126	0.5237	
3,079	0.5193	
3,130	0.5292	
3,064	0.5199	
2,990	0.5103	
2,990	0.5108	
2,890	0.5000	
2,895	0.5051	
2,937	0.5151	
2,971	0.5246	
	3,126 3,079 3,130 3,064 2,990 2,890 2,895 2,895	3,072 0.5110 3,126 0.5237 3,079 0.5193 3,130 0.5292 3,064 0.5199 2,990 0.5103 2,990 0.5108 2,890 0.5000 2,895 0.5051 2,937 0.5151

⁽注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第26特定期間	2015年 7月16日~2016年 1月15日	0.0240
第27特定期間	2016年 1月16日~2016年 7月15日	0.0240
第28特定期間	2016年 7月16日~2017年 1月16日	0.0240
第29特定期間	2017年 1月17日~2017年 7月18日	0.0240
第30特定期間	2017年 7月19日~2018年 1月15日	0.0240
第31特定期間	2018年 1月16日~2018年 7月17日	0.0240
第32特定期間	2018年 7月18日~2019年 1月15日	0.0240
第33特定期間	2019年 1月16日~2019年 7月16日	0.0240
第34特定期間	2019年 7月17日~2020年 1月15日	0.0220
第35特定期間	2020年 1月16日~2020年 7月15日	0.0120
第36特定期間	2020年 7月16日~2021年 1月15日	0.0120
第37特定期間	2021年 1月16日~2021年 7月15日	0.0120
第38特定期間	2021年 7月16日~2022年 1月17日	0.0090
第39特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	0.0060
第40特定期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	0.0060
第41特定期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	0.0035
第42特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	0.0030
第43特定期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	0.0030
第44特定期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	0.0030
第45特定期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	0.0030

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第26特定期間	2015年 7月16日~2016年 1月15日	2.44
第27特定期間	2016年 1月16日~2016年 7月15日	6.82
第28特定期間	2016年 7月16日~2017年 1月16日	0.40
第29特定期間	2017年 1月17日~2017年 7月18日	1.38
第30特定期間	2017年 7月19日~2018年 1月15日	1.86

ファ・アセットマインスフト株式云社(E12430) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第31特定期間	2018年 1月16日~2018年 7月17日	0.87
第32特定期間	2018年 7月18日~2019年 1月15日	4.19
第33特定期間	2019年 1月16日~2019年 7月16日	3.89
第34特定期間	2019年 7月17日~2020年 1月15日	1.73
第35特定期間	2020年 1月16日~2020年 7月15日	2.90
第36特定期間	2020年 7月16日~2021年 1月15日	0.66
第37特定期間	2021年 1月16日~2021年 7月15日	2.18
第38特定期間	2021年 7月16日~2022年 1月17日	0.72
第39特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	4.78
第40特定期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	9.16
第41特定期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	9.38
第42特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	3.81
第43特定期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	8.13
第44特定期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	3.71
第45特定期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	0.21

⁽注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間未の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第26特定期間	2015年 7月16日~2016年 1月15日	161,174,575	798,682,823
第27特定期間	2016年 1月16日~2016年 7月15日	199,158,212	539,275,042
第28特定期間	2016年 7月16日~2017年 1月16日	215,627,040	520,328,521
第29特定期間	2017年 1月17日~2017年 7月18日	206,398,641	983,330,571
第30特定期間	2017年 7月19日~2018年 1月15日	205,767,016	566,796,485
第31特定期間	2018年 1月16日~2018年 7月17日	220,943,609	582,208,190
第32特定期間	2018年 7月18日~2019年 1月15日	219,179,034	439,205,089
第33特定期間	2019年 1月16日~2019年 7月16日	240,357,985	370,365,007
第34特定期間	2019年 7月17日~2020年 1月15日	233,664,579	472,846,743
第35特定期間	2020年 1月16日~2020年 7月15日	118,012,346	333,582,924
第36特定期間	2020年 7月16日~2021年 1月15日	120,872,129	247,026,855
第37特定期間	2021年 1月16日~2021年 7月15日	118,249,097	341,235,458
第38特定期間	2021年 7月16日~2022年 1月17日	101,404,929	272,395,538
第39特定期間	2022年 1月18日~2022年 7月15日	58,966,267	218,887,862
第40特定期間	2022年 7月16日~2023年 1月16日	56,499,747	230,582,615
第41特定期間	2023年 1月17日~2023年 7月18日	40,244,987	430,536,990
第42特定期間	2023年 7月19日~2024年 1月15日	31,014,290	348,641,826
第43特定期間	2024年 1月16日~2024年 7月16日	24,798,955	361,402,386
第44特定期間	2024年 7月17日~2025年 1月15日	20,828,654	199,602,392
第45特定期間	2025年 1月16日~2025年 7月15日	25,717,761	242,033,672

(参考)世界ソブリン・ベビーファンド

(1) 投資状況

(2025年7月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,132,834,686	100.04

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,398,080	0.04
合計(純資産総額)		3,131,436,606	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年7月31日現在)

順	位 国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
	日本	親投資信託 受益証券	計量世界債券マザーファンド	1,384,005,428	2.2348	3,092,975,331	2.2636	3,132,834,686	100.04

種類別及び業種別投資比率 (2025年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

(2025年7月31日現在) 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(2025年7月31日現在)

該当事項はありません。

「世界ソプリン・ベビーファンド」の運用状況につきましては、当該ファンドの委託会社であるゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメント株式会社から情報提供を受け、その内容を記載しています。

(参考)計量世界債券マザーファンド

(1) 投資状況

(2025年7月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)	
国債証券	アメリカ	1,325,127,603	42.30	
	ドイツ	1,319,956,741	42.13	
	イギリス	179,886,592	5.74	
	小計	2,824,970,936	90.17	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	307,842,166	9.83	
合計(純資産総額)		3,132,813,102	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年7月31日現在)

									(720 - 17301H	70 II)
順位	国 <i>/</i> 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25%	2,999,000	16,390.88	491,562,612	16,395.55	491,702,619	6.25	2030/5/15	15.70
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.5%	3,055,000	15,069.71	460,379,832	15,132.74	462,305,212	4.5	2036/2/15	14.76
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	3,390,000	10,833.10	367,242,401	10,947.48	371,119,772	3	2048/2/15	11.85
4	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,560,000	18,414.60	287,267,840	18,386.15	286,824,093	4.75	2028/7/4	9.16
5	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,341,000	19,843.63	266,103,118	19,825.66	265,862,186	5.5	2031/1/4	8.49
6	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,324,000	20,003.86	264,851,143	19,972.23	264,432,404	6.25	2030/1/4	8.44
7	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,290,000	19,979.26	257,732,572	20,006.10	258,078,807	4.75	2034/7/4	8.24

8	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4%	1,284,000	19,008.24	244,065,874	19,062.24	244,759,251	4	2037/1/4	7.81
9	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.25%	275,000	19,833.88	54,543,172	19,871.62	54,646,959	4.25	2032/6/7	1.74
10	イギリス	国債証券	UK TSY 4 1/4% 2039 4.25%	244,000	18,287.77	44,622,178	18,340.08	44,749,807	4.25	2039/9/7	1.43
11	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	225,000	18,224.07	41,004,161	18,255.92	41,075,839	4.5	2042/12/7	1.31
12	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.25%	261,000	15,069.86	39,332,357	15,101.14	39,413,987	3.25	2044/1/22	1.26

種類別及び業種別投資比率 (2025年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	90.17
合計	90.17

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

(2025年7月31日現在) 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 有価証券先物取引等

(2025年7月31日現在)

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先 物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準 物先物	売建	5	日本円	690,589,609	690,589,609	690,150,000	690,150,000	22.03
	アメリ カ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 2509	売建		米ドル	, ,	1,059,741,485	7,104,000	1,061,266,560	33.88
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 2509	買建	43	カナダ ドル	5,161,309.33	557,369,794	5,163,440	557,599,885	17.80
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	BTP 2509	買建	19	ユーロ	2,280,760	389,439,769	2,291,210	391,224,107	12.49
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	BUND10Y 2509	売建	O	ユーロ	1,164,604.28	198,856,181	1,165,770	199,055,228	6.35
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金 融先物取引所	OAT 2509	売建	21	ユーロ	2,586,036.47	441,565,727	2,586,150	441,585,112	14.10
	オース トラリ ア	シドニー先物取引所	SFE10Y 2509	買建		オース トラリ アドル	2,488,063.45	239,401,465	2,504,269.68	240,960,828	7.69
	イギリ ス	インターコンチネンタル 取引所	GILT 2509	売建	7	英ポン ド	640,664.56	126,806,735	643,230	127,314,513	4.06

- (注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。
- (注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

「計量世界債券マザーファンド」の運用状況につきましては、当該ファンドの委託会社であるゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメント株式会社から情報提供を受け、その内容を記載しています。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)	
国債証券	日本	299,872,304	124.33	
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		58,673,516	24.33	

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

合計 (純資産総額)	241,198,788	100.00
------------	-------------	--------

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本		第451回利付国 債(2年)	150,000,000	100.00	150,005,804	100.00	150,005,804	0.005	2025/8/1	62.19
日本		第454回利付国 債(2年)	150,000,000	99.91	149,866,500	99.91	149,866,500	0.100	2025/11/1	62.13

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	124.33
合 計	124.33

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

参考情報

運用実績

基準価額・純資産の推移



基準価額 ……… 5,246円 純資産総額 ……… 29.71億円

- ※基準価額は連用管理費用(信託報酬)控除後の1万口 当たりの値です
- ※分配金再投資基準価額は、2015年7月末の基準
- ※分配34代以外を手間機能、2013年7月末のを手 価額を起点として指数化しています。 ※分配金再投資基準価額は当ファントに選去10年期、 分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を 再投資したものとして計算した理論上のものである 点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	直近1年問累計	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	60円	8,565円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

世界ソブリン・ベビーファンド	98.3%
マネー・オーブン・マザーファンド	0.2%
現金その他	1.5%

<ファンド情報>

平均格付	AA+
平均クーポン	4.36%
平均利回り	3.12%

- ※格付は、S&P社によるものを原則と
- 新名がある。SAPゼによるものを原列としています。 ※平均格付とは、データ基準日時点で 当該ファンドが保有している有価 証券などに係る信用格付を加重平均 したものであり、当ファンドに係る 信用格付ではありません。

<債券組入上位銘柄>

銘柄名	クーポン	償還日	通貨	格付	構成比
アメリカ国債	6.25%	2030/5/15	米ドル	AA+	15.7%
アメリカ国債	4.5%	2036/2/15	米ドル	AA+	14.8%
アメリカ国債	3%	2048/2/15	米ドル	AA+	11.8%
ドイツ国債	4.75%	2028/7/4	ユーロ	AAA	9.2%
ドイツ国債	5.5%	2031/1/4	1-0	AAA	8.5%
ドイツ国債	6.25%	2030/1/4	ユーロ	AAA	8.4%

※上記は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社より提供された情報です。

年間収益率の推移



- 乗ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。 乗当ファンドには、ベンチマークはありません。 乗2025年は、2025年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1)申込方法
- 販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2)申込みの受付
 - 販売会社の営業日に受け付けます。
- (3)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は 行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 英国証券取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行休業日

ューヨークの銀行休業日

(5)申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係 る消費税等相当額を加算した額です。

(6)申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。 (7)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8)受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ

に規定する外国金融商品市場をいいます。

(9)償還乗換

受益者は、証券投資信託の償還金額(手取額)の範囲内(単位型証券投資信託については、償還金額 (手取額)とその元本額のいずれか大きい額とします。)で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせてのされる思される思されば、販売会社にお問い合わせてのされる思される思されば、販売会社にお問い合わせてのされる思される思されば、販売会社にあることにある。

この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を 求められることがあります。

(10) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否 かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

(3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 英国証券取引所の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行休業日

[ューヨークの銀行休業日

(4)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約 には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

い。 (5)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7)解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

(8)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

- (9)受付の中止および取消 ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の 決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およ び既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます
 - 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

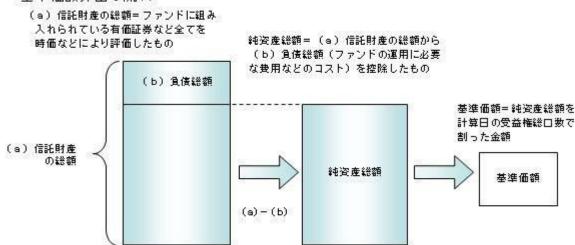
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純 <u>計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり</u> 資産総額)を、 に換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま す。

< 主な資産の評価方法 >

投資信託証券(国内籍)

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2003年3月28日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。 各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること ができます。
 - イ)受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - 口)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

八)やむを得ない事情が発生したとき

- ハ)やいを何ない事情が発生したとき
 2)この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 3)この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
 4)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 ロ)監督庁よりこの信託契約の解約の会会を受けたとき

- 公司のよび青山の父刊が困難は場合 口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。) こ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして
- ーノス記る社が安配会社の承諾を受けてての仕務を辞仕した場合またはその仕務に解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき 5)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。 償還金について ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(僧

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

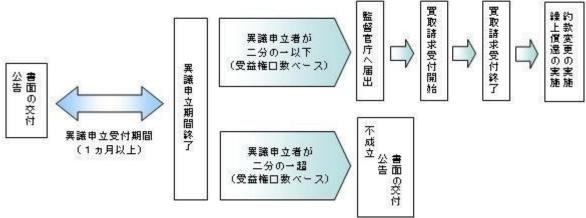
信託約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会 社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合
- は、原則として公告を行ないません。
 3)この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
 4)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申
- 立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1)繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益 権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。 2)委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行ない場合は、その旨およびその理由などを公告
- し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原 則として公告を行ないません。
- 3)なお、 - 一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償 信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権 を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告 公告は日本経済新聞に掲載します。

- 運用報告書の作成 ・委託会社は、年2回(1月、7月)および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。 ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。
- ・法令で定められた所要の要件 ¹を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法 ²により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。 1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行なります。

 - 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方

EDINET提出書類

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
ホームページ アドレス www.amova-am.com

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1)収益分配金・償還金受領権 ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有
 - します。 ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま

9。 (3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2025年 1月16日から2025年 7月15日 までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【日興・GS 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	前期 2025年 1月15日現在	当期 2025年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	50,642,227	44,738,060
投資信託受益証券	3,029,318,140	2,910,069,310
親投資信託受益証券	6,105,327	5,719,209
未収入金	-	3,439,730
未収利息	324	594
流動資産合計	3,086,066,018	2,963,966,903
資産合計	3,086,066,018	2,963,966,903
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,953,925	2,845,767
未払解約金	2	1,522,972
未払受託者報酬	84,391	77,047
未払委託者報酬	1,040,961	950,392
その他未払費用	11,244	10,267
流動負債合計	4,090,523	5,406,445
負債合計	4,090,523	5,406,445
純資産の部		
元本等		
元本	5,907,850,035	5,691,534,124
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,825,874,540	2,732,973,666
(分配準備積立金)	25,078,219	29,882,308
元本等合計	3,081,975,495	2,958,560,458
純資産合計	3,081,975,495	2,958,560,458
負債純資産合計	3,086,066,018	2,963,966,903

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	前期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日	当期 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
営業収益		
受取配当金	27,597,167	26,754,838
受取利息	51,923	102,780
有価証券売買等損益	144,114,306	16,271,205
営業収益合計	116,465,216	10,586,413
営業費用		
受託者報酬	514,486	483,632
委託者報酬	6,345,995	5,965,582
その他費用	68,542	64,433
営業費用合計	6,929,023	6,513,647
営業利益又は営業損失()	123,394,239	4,072,766
経常利益又は経常損失()	123,394,239	4,072,766
当期純利益又は当期純損失()	123,394,239	4,072,766
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	128,401	359,881
期首剰余金又は期首欠損金()	2,770,263,110	2,825,874,540
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,525,937	119,130,092
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	95,525,937	119,130,092
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,938,383	12,585,422
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	9,938,383	12,585,422
分配金	17,933,146	17,356,681
期末剰余金又は期末欠損金()	2,825,874,540	2,732,973,666

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2025年 1月15日現在	当期 2025年 7月15日現在
1.	期首元本額	6,086,623,773円	5,907,850,035円
	期中追加設定元本額	20,828,654円	25,717,761円
	期中一部解約元本額	199,602,392円	242,033,672円
2.	受益権の総数	5,907,850,035□	5,691,534,124口
3 .	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,825,874,540円	2,732,973,666円

	純資産額が元本総額を下回る場合にお	けるその差額		2,825,874,540円	2,732,973,666円
(損	<u> 益及び剰余金計算書に関する注記)</u>	N/ #F			
	前期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日			当期 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
	自 2024年 7月17日 至 2024年 8月15日			自 2025年 1月16日 至 2025年 2月17日	
	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,507,549円	Α	配当等収益	3,316,640円
	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	В	の有価証券売買等損益	0円
D	信託約款に定める収益調整金 信託約款に定める分配準備積立 金	35,684,271円 20,803,750円	D	信託約款に定める分配準備積立金	34,749,451円 24,916,464円
	分配対象収益(A+B+C+D) 分配対象収益(1万口当たり)	59,995,570円 99円	E F	分配対象収益(A+B+C+D) 分配対象収益(1万口当たり)	62,982,555円 107円
G	分配金額 分配金額 (1万口当たり) 自 2024年 8月16日 至 2024年 9月17日	3,027,207円 5円	G H	分配金額	2,939,359円 5円
А	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,420,365円	Α	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,513,632円
В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金 信託約款に定める分配準備積立	35,626,930円 21,230,968円			34,626,579円 25,180,064円
	金 分配対象収益(A+B+C+D)	60,278,263円		金	63,320,275円
	分配対象収益(1万口当たり) 分配金額	99円 3,021,337円	F		108円 2,927,778円
_	分配金額 (1万口当たり) 自 2024年 9月18日 至 2024年10月15日	5円	Н	分配金額 (1万口当たり) 自 2025年 3月18日 至 2025年 4月15日	5円
А	主 2024年10月15日 計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,576,195円	Α		3,446,581円
В	電子	0円	В	電子が出 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
	信託約款に定める収益調整金 信託約款に定める分配準備積立 金	35,418,361円 21,483,429円			34,339,193円 25,526,412円
E	一 分配対象収益(A+B+C+D) 分配対象収益(1万口当たり)	61,477,985円 102円		,	63,312,186円 109円
G	分配金額	3,002,598円		分配金額 分配金額 (1万口当たり)	2,902,235円 5円
"	自 2024年10月16日 至 2024年11月15日	ארו	11	自 2025年 4月16日 至 2025年 5月15日	20
А	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,512,502円	Α	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,345,317円
В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C D	信託約款に定める収益調整金 信託約款に定める分配準備積立 金	35,034,479円 22,786,203円	C D	信託約款に定める収益調整金 信託約款に定める分配準備積立 金	34,177,327円 25,921,094円
E	一 分配対象収益(A+B+C+D) 分配対象収益(1万口当たり)	62,333,184円 104円		分配対象収益(A+B+C+D) 分配対象収益(1万口当たり)	64,443,738円 111円
G	分配金額	2,968,980円			2,887,268円

				1月1四	訨 夯報告書(内国投貨信計
Н	分配金額(1万口当たり)	5円	Н		5円
	自 2024年11月16日			自 2025年 5月16日	
	至 2024年12月16日			至 2025年 6月16日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,394,418円	Α	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,322,872円
В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	34,930,978円	С	信託約款に定める収益調整金	33,802,658円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	24,235,653円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	27,050,387円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	62,561,049円	Ε	分配対象収益(A+B+C+D)	65,175,917円
F	分配対象収益(1万口当たり)	105円	F	分配対象収益(1万口当たり)	114円
G	分配金額	2,959,099円	G		2,854,274円
Н	分配金額(1万口当たり)	5円	Н	分配金額(1万口当たり)	5円
	自 2024年12月17日			自 2025年 6月17日	.]
	至 2025年 1月15日			至 2025年 7月15日	
А	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,417,786円	Α	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,310,384円
В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	В	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
С	信託約款に定める収益調整金	34,883,362円	С	信託約款に定める収益調整金	33,718,187円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	24,614,358円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	28,417,691円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	62,915,506円	Ε	分配対象収益(A+B+C+D)	66,446,262円
F	分配対象収益(1万口当たり)	106円	F	分配対象収益 (1万口当たり)	116円
G	分配金額	2,953,925円	G	分配金額	2,845,767円
Н	分配金額(1万口当たり)	5円	Н	分配金額(1万口当たり)	5円

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

並煕问吅のイイトルに削りる事は				
	前期 自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日	当期 自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日		
	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左		
るリスク	当時の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	同左		
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ るリスク管理部門を設置し、全社的なリ スク管理活動のモニタリング、指導の一 元化を図っております。	同左		

全動帝中の時価等に関する東西

金融商品の時価等に関する事項		
	前期 2025年 1月15日現在	当期 2025年 7月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法		(1)有価証券
	重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。	同左
	(2) デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期(2025年 1月15日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

		(1 = 113)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券		18,169,434
親投資信託受益証券		601
合計		18,168,833

当期(2025年7月15日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	45,194,385	
親投資信託受益証券	2,247	
合計	45,196,632	

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2025年 1月15日現	在	当期 2025年 7月15日現在	
1口当たり純資産額	0.5217円	1口当たり純資産額	0.5198円
(1万口当たり純資産額)	(5,217円)	(1万口当たり純資産額)	(5,198円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	世界ソブリン・ベビーファンド	4,393,220,578	2,910,069,310	
投資信託受益証	券 合計	4,393,220,578	2,910,069,310	
親投資信託受益 証券	マネー・オープン・マザーファンド	5,617,532	5,719,209	
親投資信託受益語	证券 合計	5,617,532	5,719,209	
合計		4,398,838,110	2,915,788,519	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

当ファンドは、「世界ソブリン・ベビーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

世界ソブリン・ベビーファンド

同投資信託は本邦の法律に基づいた追加型の投資信託であります。同投資信託は、当監査対象期間(2025年1月15日から2025年7月14日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

世界ソブリン・ベビーファンド

(1) 貸借対照表

		37 HB	71/ 410
区分	注記番号	前期 (2025年 1 月14日現在)	当期 (2025年 7 月14日現在)
	田与	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		3,243,489,891	3,112,872,311
未収入金		4,820,733	3,664,610
流動資産合計		3,248,310,624	3,116,536,921
資産合計		3,248,310,624	3,116,536,921
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		4,873,767	4,702,236
未払解約金		4,820,733	3,664,610
未払受託者報酬		31,733	28,903
未払委託者報酬		2,665,475	2,427,802
その他未払費用		60,599	72,485
流動負債合計		12,452,307	10,896,036
負債合計		12,452,307	10,896,036
純資産の部			
元本等			
元本		4,873,767,704	4,702,236,144
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		1,637,909,387	1,596,595,259
(分配準備積立金)		125,002,446	142,622,890
元本等合計		3,235,858,317	3,105,640,885
純資産合計		3,235,858,317	3,105,640,885
負債純資産合計		3,248,310,624	3,116,536,921

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	前期 自 2024年 7 月13日 至 2025年 1 月14日	当期 自 2025年1月15日 至 2025年7月14日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		127,785,951	24,664,384
営業収益合計		127,785,951	24,664,384
営業費用			

		有伽証券報告書(内国投資信託
受託者報酬	184,518	169,985
委託者報酬	15,499,238	14,278,604
その他費用	350,336	386,649
営業費用合計	16,034,092	14,835,238
営業利益又は営業損失()	143,820,043	9,829,146
経常利益又は経常損失()	143,820,043	9,829,146
当期純利益又は当期純損失()	143,820,043	9,829,146
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一 部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	284,796	375,388
期首剰余金又は期首欠損金()	1,512,650,821	1,637,909,387
剰余金増加額又は欠損金減少額	65,034,889	76,136,826
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,034,889	76,136,826
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,599,457	15,608,039
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	16,599,457	15,608,039
分配金	29,589,159	28,668,417
期末剰余金又は期末欠損金()	1,637,909,387	1,596,595,259

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 2024年 7 月13日 至 2025年 1 月14日	当期 自 2025年 1 月15日 至 2025年 7 月14日	
1 . 有価証券の評価基準及び	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券	
評価方法	移動平均法に基づき、親投資信託受益	同左	
	証券の基準価額で評価しております。		
2.その他財務諸表作成のた	監査対象期間の取扱い		
めの基礎となる事項	2024年 7 月14日及びその前日が休業日		
	のため、当監査対象期間期首は2024年 7		
	月13日としております。		

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当監査対象期間の翌監査対象期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2025年1月14日現在)	当期 (2025年 7 月14日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	5,017,176,904円	4,873,767,704円
期中追加設定元本額	49,623,099円	44,448,015円
期中一部解約元本額	193,032,299円	215,979,575円

 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

 2.受益権の総数
 4,873,767,704日
 4,702,236,144日

純資産額が元本総額を下回っており、 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,637,909,387円であります。 その差額は1,596,595,259円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

3.元本の欠損

	(摂血及び制示金計算音に対する注記)			
区分	前期 自 2024年 7 月13日 至 2025年 1 月14日	当期 自 2025年 1 月15日 至 2025年 7 月14日		
分配金の計算過程				
	2024年 7 月13日から 2024年 8 月14日までの計算期間	2025年 1 月15日から 2025年 2 月14日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	8,706,630円	8,582,669円		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円		
収益調整金額	31,431,239円	31,837,388円		
分配準備積立金額	106,692,983円	124,444,151円		
本ファンドの分配対象収益額	146,830,852円	164,864,208円		
本ファンドの期末残存口数	4,998,171,849	4,859,308,245□		
10,000口当たり収益分配対象額	293円	339円		
10,000口当たり分配金額	10円	10円		
収益分配金金額	4,998,171円	4,859,308円		
	2024年 8 月15日から 2024年 9 月13日までの計算期間	2025年 2 月15日から 2025年 3 月14日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	7,723,417円	7,191,671円		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円		
収益調整金額	31,482,455円	31,898,520円		
分配準備積立金額	109,772,005円	127,389,418円		
本ファンドの分配対象収益額	148,977,877円	166,479,609円		
本ファンドの期末残存口数	4,977,242,405	4,837,096,939□		
10,000口当たり収益分配対象額	299円	344円		
10,000口当たり分配金額	10円	10円		
収益分配金金額	4,977,242円	4,837,096円		
	2024年 9 月14日から 2024年10月11日までの計算期間	2025年 3 月15日から 2025年 4 月14日までの計算期間		
費用控除後の配当等収益額	10,469,136円	7,960,758円		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円		
収益調整金額	31,496,671円	31,781,403円		
分配準備積立金額	111,712,937円	128,187,126円		
本ファンドの分配対象収益額	153,678,744円	167,929,287円		
本ファンドの期末残存口数	4,949,316,279□	4,786,507,534□		
10,000口当たり収益分配対象額	310円	350円		
10,000口当たり分配金額	10円	10円		

収益分配金金額 4,949,316円 4,786,507円

区分	前期 自 2024年 7 月13日 至 2025年 1 月14日	当期 自 2025年 1 月15日 至 2025年 7 月14日
	2024年10月12日から 2024年11月14日までの計算期間	2025年 4 月15日から 2025年 5 月14日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	10,705,425円	9,970,760円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	31,528,008円	31,879,865円
分配準備積立金額	115,878,156円	130,636,444円
本ファンドの分配対象収益額	158,111,589円	172,487,069円
本ファンドの期末残存口数	4,904,483,379□	4,767,648,980□
10,000口当たり収益分配対象額	322円	361円
10,000口当たり分配金額	10円	10円
収益分配金金額	4,904,483円	4,767,648円
	2024年11月15日から 2024年12月13日までの計算期間	2025年 5 月15日から 2025年 6 月13日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	7,459,885円	8,267,395円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	31,609,097円	31,755,560円
分配準備積立金額	121,044,920円	134,149,882円
本ファンドの分配対象収益額	160,113,902円	174,172,837円
本ファンドの期末残存口数	4,886,180,228口	4,715,622,353□
10,000口当たり収益分配対象額	327円	369円
10,000口当たり分配金額	10円	10円
収益分配金金額	4,886,180円	4,715,622円
	2024年12月14日から 2025年 1 月14日までの計算期間	2025年 6 月14日から 2025年 7 月14日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	6,755,726円	10,225,888円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	31,727,146円	31,893,428円
分配準備積立金額	123,120,487円	137,099,238円
本ファンドの分配対象収益額	161,603,359円	179,218,554円
本ファンドの期末残存口数	4,873,767,704□	4,702,236,144□
10,000口当たり収益分配対象額	331円	381円
10,000口当たり分配金額	10円	10円
収益分配金金額	4,873,767円	4,702,236円

(注)上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		有価証券報告書(内国投資戶
区分	前期 自 2024年 7 月13日 至 2025年 1 月14日	当期 自 2025年 1 月15日 至 2025年 7 月14日
1.金融商品に対する 取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リス	同左
3.金融商品に係るリ スク管理体制	ク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。 コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した	同左
	立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管	
	理態勢について監督します。 委託会社では、流動性リスク管理に関する 規程を定めファンドの組入資産モニタリング を実施するとともに、緊急時対応策の策定・ 検証などを行います。	

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 2024年 7 月13日 至 2025年 1 月14日		当期 自 2025年 1 月15日 至 2025年 7 月14日
1.貸借対照表計上	金融商品は時価で計上しているため記載を	同左	
額、時価及びこれ	省略しております。		
らの差額			

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

· ·		
2 . 時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品	(1) 有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品については、短	同左
	期間で決済され、時価は帳簿価額と近似し	
	ているため、当該帳簿価額を時価としてお	
	ります。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」の「有価証券の評価基準及び評価	
	方法」に記載しております。	
3.金融商品の時価等	金融商品の時価の算定においては一定の前	同左
に関する事項につ	提条件等を採用しているため、異なる前提条	
いての補足説明	件等によった場合、当該価額が異なることも	
	あります。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2025年 1 月14日現在)	当期 (2025年7月14日現在)			
化生 类只	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) 最終の計算期間の損益に含まれた評価				
親投資信託受益証券	15,959,031	65,605,998			
合計	15,959,031	65,605,998			

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2025年 1 月14日現在)	当期 (2025年 7 月14日現在)	
1口当たり純資産額	0.6639円	0.6605円	

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	計量世界債券マザーファンド	1,392,908,677	3,112,872,311	
合計			3,112,872,311		

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「計量世界債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分		(2025年 1 月14日現在)	(2025年7月14日現在)
	番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		40,269,764	100,986,502
金銭信託		447,432	763,702
コール・ローン		225,466,351	108,963,083
国債証券		2,790,845,159	2,806,781,616
派生商品評価勘定		116,558,646	35,710,089
未収利息		35,012,541	40,178,682
差入委託証拠金		133,359,577	75,728,829
流動資産合計		3,341,959,470	3,169,112,503
資産合計		3,341,959,470	3,169,112,503
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		93,641,103	52,622,243
前受金		1,564	-
未払解約金		4,820,733	3,664,610
流動負債合計		98,463,400	56,286,853
負債合計		98,463,400	56,286,853
純資産の部			
元本等			
元本		1,464,131,220	1,392,908,677
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		1,779,364,850	1,719,916,973
元本等合計		3,243,496,070	3,112,825,650
純資産合計		3,243,496,070	3,112,825,650
負債純資産合計		3,341,959,470	3,169,112,503

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	I	有価証券報告書(内国投資信託
区分	自 2024年 7 月13日 至 2025年 1 月14日	自 2025年 1 月15日 至 2025年 7 月14日
1 . 有価証券の評価基準及	国債証券	国債証券
び評価方法	個別法に基づき、法令及び一般社団法人	同左
	投資信託協会規則に従い、時価評価してお	
	ります。	
2 . デリバティブの評価基	(1)為替予約取引	(1)為替予約取引
準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが	同左
	国における対顧客先物売買相場の仲値に	
	よって計算しております。	
	(2) 先物取引	(2) 先物取引
	個別法に基づき、法令及び一般社団法	同左
	人投資信託協会規則に従い、時価評価し	
	ております。	
3 . その他財務諸表作成の	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
ための基礎となる事項	外貨建取引については、「投資信託財産	同左
	の計算に関する規則」(平成12年総理府令	
	第133号)第60条に基づき、取引発生時の	
	外国通貨の額をもって記録する方法を採用	
	しております。	
	但し、同61条に基づき、外国通貨の売却	
	時において、当該外国通貨に加えて、外貨	
	建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益	
	勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該	
	売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	の売却時の外国為替相場等で円換算し、前 	
	日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨	
	基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国	
	投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相	
	殺した差額を為替差損益とする計理処理を	
	採用しております。 	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2025年 1 月14日現在)	(2025年7月14日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	1,528,137,465円	1,464,131,220円
期中追加設定元本額	14,991,119円	13,243,596円
期中一部解約元本額	78,997,364円	84,466,139円
期末元本額	1,464,131,220円	1,392,908,677円

元本の内訳		
世界ソブリン・ベビーファンド	1,464,131,220円	1,392,908,677円
2 . 受益権の総数	1,464,131,220□	1,392,908,677□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 7 月13日 至 2025年 1 月14日	自 2025年 1 月15日 至 2025年 7 月14日
1.金融商品に対する 取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券であり、売買目的で保有しております。デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左

スク管理体制

3.金融商品に係るリ コンプライアンス部門ならびにオペレー ション部門では、運用チームから独立した立 場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が 則っているか、また日々のポジションのモニ タリングを行っております。

> 運用チームとは独立したリスク管理専任部 門がファンドのリスク管理を行います。リス ク管理専任部門では、運用チームと独立した 立場で、運用チームにより構築されたポジ ションのリスク水準をモニタリングし、各運 用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報 告します。

> リスク検討委員会は、委託会社の関係各部 署の代表から構成されており、リスク管理専 任部門からの報告事項等(ファンドの運営に 大きな影響を与えると判断された流動性に関 する事項を含みます。)に対して、必要な報 告聴取、調査、検討、決定等を月次で行いま す。また、リスク検討委員会は、流動性リス ク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管 理態勢について監督します。

> 委託会社では、流動性リスク管理に関する 規程を定めファンドの組入資産モニタリング を実施するとともに、緊急時対応策の策定・ 検証などを行います。

同左

金融商品の時価等に関する事項

区分 自 2024年7月13日 自 2025年1月15日	
至 2025年 1 月14日 至 2025年 7 月14日	
1.貸借対照表計上 金融商品は時価で計上しているため記載を 同左	
額、時価及びこれ 省略しております。	
らの差額	
2 . 時価の算定方法 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金 (1)有価証券及びデリバティブ取	引以外の金
融商品融商品	
有価証券及びデリバティブ取引以外の金 同左	
融商品については、短期間で決済され、時	
価は帳簿価額と近似しているため、当該帳	
簿価額を時価としております。	
(2)有価証券 (2)有価証券	
「(重要な会計方針に係る事項に関する 同左	
注記)」の「有価証券の評価基準及び評価	
方法」に記載しております。なお、市場価	
格がない場合には、同種商品間の価格比	
較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場	
公表指標との整合分析等、定期的な状況確	
認を踏まえ、外部業者から入手する価格に	
基づく価額を時価としております。	
(3) デリバティブ取引 (3) デリバティブ取引	
「(デリバティブ取引等に関する注 同左	
記)」の「取引の時価等に関する事項」に	
記載しております。	

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

3.金融商品の時価等	金融商品の時価の算定においては一定の前	同左	
に関する事項につ	提条件等を採用しているため、異なる前提条		
いての補足説明	件等によった場合、当該価額が異なることも		
	あります。		
	また、デリバティブ取引に関する契約額等		
	は、あくまでもデリバティブ取引における名		
	目的な契約額、又は計算上の想定元本であ		
	り、当該金額自体がデリバティブ取引のリス		
	クの大きさを示すものではありません。		

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(2025年 1 月14日現在)	(2025年 7 月14日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	100,636,777	20,559,656
合計	100,636,777	20,559,656

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)債券関連

	(2025年 1 月14日現在)		(2025年7月14日現在)						
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	債券先物 取引								
市場取引	買建	1,847,148,908	-	1,782,074,225	65,074,683	1,335,568,932	-	1,317,993,264	17,575,668
	売建	2,431,178,440	-	2,379,185,916	51,992,524	1,907,486,671	-	1,904,886,104	2,600,567
	合計	4,278,327,348	-	4,161,260,141	13,082,159	3,243,055,603	-	3,222,879,368	14,975,101

(2) 通貨関連

		(2025 [±]		F 1 月14日現在)			(2025年	₹7月14日現在)	
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	為替予約取 引								
	買建								
	米ドル	984,330,396	-	1,032,238,020	47,907,624	84,909,696	-	87,572,340	2,662,644
	カナダド ル	148,672,409	-	152,655,580	3,983,171	244,625,926	-	246,107,360	1,481,434
	ユーロ	299,389,322	-	301,290,750	1,901,428	-	-	-	-
	英ポンド	167,058,762	-	167,007,312	51,450	415,280,012	-	418,901,250	3,621,238
	スイスフ ラン	193,221,082	-	193,297,500	76,418	206,785,012	-	207,891,112	1,106,100
	スウェー デンク ローナ	82,822,818	-	83,680,800	857,982	181,030,156	-	183,951,600	2,921,444
	ノル ウェーク ローネ	161,748,660	-	164,302,800	2,554,140	533,164,920	-	547,146,800	13,981,880

		ì		1	i i	ı	ı	有伽 証券報告書	(内国投資信計	څز
市場 取引 以外	オースト ラリアド ル	487,388,760	-	493,306,680	5,917,920	104,401,340	-	105,799,210	1,397,870	
の取引	ニュー ジーラン ドドル	61,359,641	-	61,346,670	12,971	-	-	-	-	
	売建									
	米ドル	45,924,021	-	46,919,910	995,889	260,396,774	-	262,717,020	2,320,246	
	カナダド ル	76,299,790	-	76,327,790	28,000	104,007,780	-	107,003,200	2,995,420	
	ユーロ	745,987,785	-	763,269,900	17,282,115	272,284,157	-	278,447,811	6,163,654	
	英ポンド	119,858,955	-	119,290,936	568,019	-	-	-	-	
	スイスフ ラン	639,238,603	-	644,325,000	5,086,397	176,550,855	-	184,792,100	8,241,245	
	スウェー デンク ローナ	193,638,347	-	195,255,200	1,616,853	122,616,000	-	122,634,400	18,400	
	フル フェーク ローネ	190,887,695	-	191,686,600	798,905	144,456,000	-	143,986,000	470,000	
	オーストラリアドル	453,535,660	-	454,615,960	1,080,300	147,420,272	-	153,889,760	6,469,488	İ
	ア ニュー ジーラン ドドル	69,296,360	-	70,110,480	814,120	374,356,270	-	377,727,480	3,371,210	
	合計	5,120,659,066	-	5,210,927,888	35,999,702	3,372,285,170	-	3,428,567,443	1,937,053	

(注)時価の算定方法

- ・先物取引
 - 1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
 - 2.主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。
- ・為替予約取引
 - 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先 物相場の仲値により評価しております。

2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(2025年1月14日現在)	(2025年7月14日現在)
1 口当たり純資産額	2.2153円	2.2348円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 3%	3,390,000.00	2,458,279.68	
		US TREASURY N/B 4.5%	3,055,000.00	3,081,731.25	
		US TREASURY N/B 6.25%	2,999,000.00	3,290,465.31	
		/l>≑1		8,830,476.24	
		小計		(1,298,256,616)	
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,560,000.00	1,682,388.52	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,290,000.00	1,509,414.77	
		DEUTSCHLAND REP 4%	1,284,000.00	1,429,375.55	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,341,000.00	1,558,437.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,324,000.00	1,551,104.79	
		/L ± L		7,730,720.63	
		小計		(1,328,524,340)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.25%	261,000.00	198,718.52	
		UK TREASURY 4.25%	275,000.00	275,567.99	
		UK TREASURY 4.5%	225,000.00	207,164.96	
		UK TSY 4 1/4% 2039 4.25%	244,000.00	225,444.24	
		,,,, ,, ,		906,895.71	
小計				(180,000,660)	
		△ ±1		2,806,781,616	
		合計		(2,806,781,616)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 3銘柄	100.0%	46.3%
ユーロ	国債証券 5銘柄	100.0%	47.3%
英ポンド	国債証券 4銘柄	100.0%	6.4%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

		(単位:円 <u>)</u>
	2025年 1月15日現在	2025年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,014,540	90,824,147
国債証券	179,995,814	149,980,012
未収利息	1,684	2,707
前払費用	3,032	1,828
流動資産合計	278,015,070	240,808,694
資産合計	278,015,070	240,808,694
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,999,979	-
流動負債合計	4,999,979	<u>-</u>
負債合計	4,999,979	-
純資産の部		
元本等		
元本	268,676,073	236,538,352
剰余金		
剰余金又は欠損金()	4,339,018	4,270,342
元本等合計	273,015,091	240,808,694
純資産合計	273,015,091	240,808,694
負債純資産合計	278,015,070	240,808,694

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安仏云計刀封にはる事項に関)	9.0注記)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等にお
	ける計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる
	直近の日の最終相場)で評価しております。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計
	値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場
	は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評
	価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事
	曲が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由を
	もって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時
	価と認めた価額で評価しております。
/ 代 /# +4 m == 1= 88 == つ ^- ^- >	

(貸借対照表に関する注記)

		2025年 1月15日現在	2025年 7月15日現在
1.	期首	2024年 7月17日	2025年 1月16日
	期首元本額	291,163,585円	268,676,073円
	期首からの追加設定元本額	2,914,743円	3,233,074円
	期首からの一部解約元本額	25,402,255円	35,370,795円
	元本の内訳		
	上場インデックスファンド中国 A 株 (パンダ) E Fund CSI300	198,295円	198,295円
	上場インデックスファンド海外債券(FTSE WGB I)毎月分配型	19,740円	19,740円
	高金利先進国債券オープン(毎月分配型)	4,744,401円	4,461,861円
	世界銀行債券ファンド(毎月分配型)	8,974,050円	

		有恤祉券報告書(内国投貸信託
高金利先進国債券オープン(資産成長型)	515,165円	486,180円
資源ファンド (株式と通貨) ブラジルレアル・コース	6,156,059円	5,520,841円
資源ファンド(株式と通貨)南アフリカランド・コース	2,239,402円	2,135,869円
グローバル 3 倍 3 分法ファンド (1年決算型)	138,618,587円	120,696,902円
グローバル3倍3分法ファンド(隔月分配型)	65,595,037円	54,327,153円
グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用)	5,995,982円	5,192,792円
グローバル3倍3分法オープン(適格機関投資家専用)	467,695円	405,184円
日興・GS 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)	6,008,589円	5,617,532円
旧興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分	14,352,541円	13,567,542円
配型(米ドルコース)		
旧興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分	1,859,729円	1,680,007円
配型(円へッジコース)		
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分	1,821,056円	1,869,012円
配型(ブラジルレアルコース) 旧興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分	10 666 600	11 207 264ED
同興にムコ・ハイインガム・グブリン・ブァント毎月が 配型(トルコリラコース)	10,666,609円	11,297,264円
日興・世界ソブリン・ファンド VA(適格機関投資家	443,136円	409,799円
ロ	140,100[3]	400,70013
計	268,676,073円	236,538,352円
2. 受益権の総数	268,676,073□	

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

<u> </u>		
	自 2024年 7月17日 至 2025年 1月15日	自 2025年 1月16日 至 2025年 7月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当 当 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京 京	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

全融商品の時価等に関する事項

・ 立殿的品の時間寺に割りる事場 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	2025年 1月15日現在	2025年 7月15日現在		
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左		
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券	(1)有価証券		
	重要な会計方針に係る事項に関する注記 「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。	同左		
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引		
	該当事項はありません。	同左		
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品		
	短期間で決済されることから、時価は帳 簿価額と近似しているため、当該金融商 品の時価を帳簿価額としております。	同左		
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異な ることもあります。	同左		

(有価証券に関する注記)

(2025年 1月15日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

	(12.13)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	26,414
合計	26,414

(2025年 7月15日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

		,
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券		122,512
合計		122,512

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日まで に対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年 1月15日現在		2025年 7月15日現在	
1口当たり純資産額	1.0161円	1口当たり純資産額	1.0181円
(1万口当たり純資産額)	(10,161円)	(1万口当たり純資産額)	(10,181円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第451回利付国債(2年)	150,000,000	149,980,012	
	合計	150,000,000	149,980,012	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年7月31日現在です。

【日興・GS 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)】

【純資産額計算書】

資産総額	2,978,222,556円
負債総額	6,717,245円
純資産総額(-)	2,971,505,311円
発行済口数	5,664,548,625□
1口当たり純資産額(/)	0.5246円

(参考)

世界ソブリン・ベビーファンド

純資産額計算書

資産総額	3,142,884,368円
負債総額	11,447,762円
純資産総額(-)	3,131,436,606円
発行済口数	4,683,051,149□
1口当たり純資産額(/)	0.6687円

「世界ソプリン・ベビーファンド」のファンドの現況につきましては、当該ファンドの委託会社であるゴールドマン・ サックス・アセット・マネジメント株式会社から情報提供を受け、その内容を記載しています。

(参考)

計量世界債券マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	3,184,149,485円
負債総額	51,336,383円
純資産総額(-)	3,132,813,102円
発行済口数	1,384,005,428□
1口当たり純資産額(/)	2.2636円

「計量世界債券マザーファンド」のファンドの現況につきましては、当該ファンドの委託会社であるゴールドマン・ サックス・アセット・マネジメント株式会社から情報提供を受け、その内容を記載しています。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	391,067,217円
負債総額	149,868,429円
純資産総額(-)	241,198,788円
発行済口数	236,876,830□
1口当たり純資産額(/)	1.0182円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1)名義書換
 - 該当事頃はありません。 受益者に対する特典
- 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。
 - 受益権の譲渡 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - は記録されている旅台口座簿に係る旅台機関等に旅台の申請をするものとします。 ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少およ び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし ます。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設し た他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律 の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。
 - 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
(4)受益証券の再発行

- - 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行ないものとします。
- (5)受益権の再分割 る…における。 要託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年7月末現在 資本金 17,363,045,900円

発行可能株式総数 230,000,000株 発行済株式総数 197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

(2)会社の意思決定機関(2025年7月末現在)

・株主総会 株主総会は、 取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決 定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事 業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日 (事業年度の終了)から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役若干名を選定します。

監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

- (3)運用の意思決定プロセス(2025年7月末現在) 1.投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。 2.各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策

 - 定します。
 3 . 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
 4 . トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
 5 . 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2025年7月末現在の投資信託などは次の通りです。

種類		種類	ファンド本数	純資産額 (単位:億円)	
投資信託総合計		<u></u>	762	317,676	
	株式投	資信託	717	277,914	
		単位型	255	6,300	
		追加型	462	271,614	
	公社債	投資信託	45	39,761	
		単位型	32	886	
		追加型	13	38,874	

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第66期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				(単位:百万円)
		第65期 (2024年 3 月31日)		第66期 (2025年 3 月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	3	647	3	900
立替金		1,089		1,214
その他	2	2,011	2	3,024
流動資産合計	-	61,434	-	71,969
固定資産	_		_	
有形固定資産				
建物	1	233	1	187
器具備品	1	134	1	108
有形固定資産合計	-	368	-	295
無形固定資産	-		-	
ソフトウエア		438		478
無形固定資産合計	_	438	-	478
投資その他の資産	-	_	-	
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		<u>-</u>		496
その他投資		<u>-</u>		765
投資その他の資産合計	-	66,398	-	65,006
固定資産合計	_	67,205	-	65,781
資産合計	-	128,640	-	137,750
只住口们	-	120,040	-	137,730

		(単位:百万円)
	第65期 (2024年 3 月31日)	第66期 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462

				有価証券報告書(内国投
その他未払金		803		1,002
未払費用	3	4,082	3	4,202
未払法人税等		1,644		3,378
未払消費税等	4	620	4	693
関係会社短期借入金		-		6,690
賞与引当金		2,619		2,881
役員賞与引当金		232		225
その他	_	683		44
流動負債合計		19,547		29,291
固定負債				
退職給付引当金		1,448		1,455
賞与引当金		565		529
役員賞与引当金		56		121
繰延税金負債		295		-
その他		251		231
固定負債合計	_	2,617	_	2,337
負債合計	_	22,165	_	31,629
純資産の部	_		_	
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計	_	5,220	_	5,220
利益剰余金		_		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		82,591		83,753
利益剰余金合計		82,591		83,753
自己株式	_	2,067	_	2,067
株主資本合計	_	103,107	_	104,269
評価・換算差額等	_		_	
その他有価証券評価差額金		4,523		2,466
繰延ヘッジ損益		1,155		615
評価・換算差額等合計	-	3,367	_	1,851
純資産合計	_	106,475	_	106,120
負債純資産合計	_	128,640	-	137,750
	_		_	

(2)【損益計算書】

						(単位:百万円)
			第65期			第66期
		自	2023年4月1日		自	2024年4月1日
		至	2024年 3 月31日)		至	2025年3月31日)
営業収益						
委託者報酬			75,874			83,264
その他営業収益	1		3,714	1		4,604
営業収益合計	_		79,588			87,869
営業費用						
支払手数料			32,917			37,898
広告宣伝費			711			645
公告費			3			5
調査費			17,736			18,976
調査費			1,266			1,433
委託調査費			16,445			17,516

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		有逥証夯叛古書(內国技
図書費	23	26
委託計算費	610	617
営業雑経費	881	867
通信費	135	136
印刷費	308	278
協会費	48	50
諸会費	11	18
その他	375	382_
営業費用計	52,860	59,011
一般管理費		
給料	10,550	11,085
役員報酬	459	592
役員賞与引当金繰入額	273	289
給料・手当	6,791	7,151
賞与	277	216
賞与引当金繰入額	2,747	2,835
交際費	71	49
寄付金	22	22
旅費交通費	260	273
租税公課	389	646
不動産賃借料	906	836
退職給付費用	388	403
退職金	36	38
固定資産減価償却費	199	193
福利費	1,208	1,187
諸経費	4,661	4,821_
一般管理費計	18,694	19,559
営業利益	8,033	9,298

						<u>(単位:百万円)</u>
		(自 至	第65期 2023年 4 月 1 日 2024年 3 月31日)		(自 至	第66期 2024年 4 月 1 日 2025年 3 月31日)
営業外収益						
受取利息			4			10
受取配当金	2		4,946	2		4,356
デリバティブ収益			-			193
有価証券評価益	3		1,113	3		3,063
金銭の信託運用益			399			170
時効成立分配金・償還金			2			2
為替差益			-			162
その他			50			81
営業外収益合計			6,517			8,039
営業外費用						
支払利息			569	2		907
デリバティブ費用			3,494			-
時効成立後支払分配金・償還金			1			2
為替差損			165			-
その他			0			9
営業外費用合計			4,231			919
経常利益			10,319			16,418
特別利益						
投資有価証券売却益			815			210
			59/84			

ローファーフ こフ・、・・ 有価証券<u>報告書(内国投</u>資信託受益証券)

		有価証券報告書(内国投
特別利益合計	815	210
特別損失		
投資有価証券売却損	174	81
固定資産処分損	52	10
損害賠償損失	167	-
特別損失合計	394	91
税引前当期純利益	10,740	16,537
法人税、住民税及び事業税	2,415	4,349
法人税等調整額	51	157_
法人税等合計	2,364	4,192_
当期純利益	8,376	12,345

(3)【株主資本等変動計算書】

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
		資本乗	余金	利益乗					
資本金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計				
		資本準備金	本準備金一一合計	繰越利益 剰余金	合計				
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	2,067	99,823		
当期変動額									
剰余金の配当				5,092	5,092		5,092		
当期純利益				8,376	8,376		8,376		
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	ı	-	-	3,284	3,284	-	3,284		
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107		

	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計					
当期首残高	2,056	488	1,567	101,391					
当期変動額									
剰余金の配当				5,092					
当期純利益				8,376					
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,467	666	1,800	1,800					
当期変動額合計	2,467	666	1,800	5,084					
当期末残高	4,523	1,155	3,367	106,475					

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

		,				_	<u> </u>
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	2,067	103,107

当期変動額							
剰余金の配当				11,183	11,183		11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	1,162	1,162	-	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	2,067	104,269

	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	純資産合計
当期首残高	4,523	1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	2,056	539	1,516	1,516
当期変動額合計	2,056	539	1,516	354
当期末残高	2,466	615	1,851	106,120

[注記事項]

(重要な会計方針)

(<u> 望要な会計方針)</u>	
	項目	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1	資産の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券
		市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均 法により算定)
		市場価格のない株式等 総平均法による原価法
		(2) 金銭の信託 時価法
		(3) デリバティブ 時価法
2	固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建 物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年~15年
		器具備品 3 年 ~ 20年
		(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3	引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年 度の負担額を計上しております。
		(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度 の負担額を計上しております。
1		ı

(3) 退職給付引当金

金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は 以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。

(2) 投資顧問業務

」 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、 ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得 られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた 固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

グライがファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
 - 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象
- - ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。
- (3) ヘッジ方針

ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジして

手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しておりま

その他財務諸表作成のため 6 の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処 理しております。

(未適用の会計基準等)

- 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1)

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるも の。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 。 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

(2024年3月31日)	
ケルロウ次文の活体が用出版	

1 有形固定資産の減価償却累計額

建物 1,482百万円 器具備品 920百万円

第65期

2 信託資産

流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。

3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。

(流動資産)

未収収益

248百万円

(流動負債)

未払費用 1.873百万円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

5 保証債務

ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興 A Mエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大493百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

第66期 (2025年3月31日)

有形固定資産の減価償却累計額

建物 1,484百万円 器具備品 872百万円

2 信託資産

流動資産のその他のうち2百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。

3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであ ります。

(流動資産)

未収収益 282百万円

(流動負債)

未払費用 1.921百万円

4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。

5 保証債務

ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大469百万円(5百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

第66期

2024年4月1日

1 営業収益合計には、成功報酬354百万円が含まれ

2025年3月31日)

(損益計算書関係)

第65期

2023年4月1日 2024年3月31日)

1 営業収益合計には、成功報酬212百万円が含まれ ております。

2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。

保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の

変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に

振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替

時の評価差額1,113百万円を営業外収益に計上して

受取配当金

3 有価証券評価益

おります。

4,889百万円

2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。

受取配当金 支払利息

ております。

4,048百万円 286百万円

3 有価証券評価益

保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額3.063百万円を営業外収益に計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類 当事業年度期首		当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末

普通株式(株) 2,860,000 - 2,860

3 新株予約権等に関する事項

	新株予約権の	新株子	当事業年			
新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度減少	当事業年度末	度未残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	-	96,000	121,000	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	-	406,000	346,000	-
合計		969,000	-	502,000	467,000	-

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
 - 2 2016年度ストックオプション(2)121,000株及び2017年度ストックオプション(1)346,000株は、当事業年度末 現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使する ことができません。

4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額

\					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年 5 月26日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023年3月31日	2023年 6 月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

\- <i>/</i> -	/ I / I / I / I / I / I / I	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	- \ HO //3/	370 		• •
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年 6 月25日

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500	

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
普通株式(株)	2,860,000	-	-	2,860,000	

3 新株予約権等に関する事項

3/1 / 1 3 /	新株予約権の	新株子	当事業年			
新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度減少	当事業 年度末	度未残高 (百万円)
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	121,000	-	121,000	-	-
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	346,000	-	154,000	192,000	-
合計	467,000	-	275,000	192,000	-	

- (注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。
 - 2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しております が、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額

<u>\'/ HU -1 \times \Z 12 Hz</u>					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 5 月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年 6 月25日

(2) 其準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(4) 空午口が3尹:	未十反に病さ	りもいっいし	う、��ヨのメルノ	77. 北土口刀,立3	甲未十反しなるで	0)
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 5 月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年 3 月31日	2025年 6 月27日

(リース取引関係)

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	891百万円	解別不能のものに係る不経過リース科	· 916百万円
1		1	
1 年超	2,613百万円	1年超	6,829百万円
合計	3,505百万円	合計	7,745百万円

(金融商品関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた 有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

も晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融間間にはあり入り自程体的 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減 リスクをおけるなどを持ち 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変助リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。また、有価であるででデリスティブにある。 おります。毎月末にそれそれ へッジ損益考慮後の評価損 **全動・ハッド間間を動・ヘッと回歴する日間とアッパフィッ取引を行ってのります。母月末にてれてれ**の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。 的でデリバティブ取引を行っております。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定にあるインフットのりち、冶光な市場におりてか成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額				
	レベル1	レベル 2	レベル3	合計	
金銭の信託	-	3,899	-	3,899	
│ 有価証券					
その他有価証券					
投資信託	7,785	18,141	-	25,927	
資産計	7,785	22,041	•	29,827	
デリバティブ取引(*1)					
株式関連 (*2) ´ ´	309	-	-	309	
通貨関連 (*3)	-	367	-	367	
デリバティブ取引計	309	367	•	677	

- 1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務とな で示しております。 る項目については、
- 2)株式関連のデリバティブ取引の 309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含 (まれております
-)通貨関連のデリバティブ取引の 367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれておりま

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済される ため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買 取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場 価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベ ル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。 (単位:百万円)

	(半四・日川口)
区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

				<u>(単位:日万円)</u>
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			

未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1	169	2,483	-
合計	53,440	169	2,483	-

2025年3月31日) 第66期(自 2024年4月1日

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、 当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引 については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているた め、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は 行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

リリスクをヘッジしております。 上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約 によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び 経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相 手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用 リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理 当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ 取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、 モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替 変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれ の時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損 益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融 商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を 週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスク 週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

グラス・ハン、スパスの日にスピッとを こる こる こる この こりの日頃 当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するととも に、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リス クを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格 のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当 該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価 レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

				(
	貸借対照表計上額				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
金銭の信託	2,418	14,651	-	17,070	
有価証券					
その他有価証券					
投資信託	4,097	11,342	-	15,440	
資産計	6,516	25,994	-	32,510	
デリバティブ取引(*1)					
株式関連 (*2) ´ ´	159	-	-	159	
通貨関連 (*3)	- 1	341	-	341	
デリバティブ取引計	159	341	-	501	

- 1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、 で示しております。
-)株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれておりま (す
-) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含ま 3 れております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間(1 年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 現金・預金、

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には 基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場に おける相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、 レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引 株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベ ル1に分類しております。

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算 定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円) 貸借対照表計上額 区分 非上場株式 子会社株式 2,571 26,371 関連会社株式

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位・五万田)

				(<u>卑似:日万円)</u>
	1 年以内	1 年超	5 年超	10年超
	中以内	5 年以内	10年以内	10年起
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	-	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

18,635

(有価証券関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

	(単位:百万円)	
	貸借対照表計上	
	額	
子会社株式	19,011	
関連会社株式	18,635	

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

<u>(単位:百万円)</u>

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	24,313	17,701	6,611
が取得原価を超えるもの	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	1,613	1,769	156
か取得原価を超えないもの	小計	1,613	1,769	156
合計	-	25,927	19,471	6,455

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減 損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して 必要と認められた額について減損処理を行っております。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額2,540百万円)については、市場価格のない株式等であること から、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位・百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	(単位・日ガロ) 売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	167
合計	8,145	1,057	167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) 3 有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

/出位,五七四)

	(単位:白力円)		
	貸借対照表計上		
	額		
子会社株式	26,371		
関連会社株式	18,635		

子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。 (注)

2 その他有価証券

				(単位:白 <u>/</u> 月月)
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	投資信託	12,903	9,123	3,780
るもの	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額が即得原便を招き	投資信託	2,536	2,809	273
が取得原価を超えないもの	小計	2,536	2,809	273
合計	-	15,440	11,933	3,506

- (注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減 損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して 必要と認められた額について減損処理を行っております。
 - 2 非上場株式等(貸借対照表計上額2,571百万円)については、市場価格のない株式等であること から、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	45
合計	5,849	764	45

保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) 3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(単位・百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

運用目的の金銭の信託

(出位,五七四)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

(デリバティブ取引関係)

第65期(2024年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)株式関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	-	309	309
	合計	15,077	-	309	309

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2)通貨関連

該当事項はありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル 香港ドル 人民元 ユーロ	投資有価証券	6,465 84 542 2,979 2,172	-	268 2 17 17 60
	合計		12,243	-	367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第66期(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (1)株式関連

· / MINEVIXIAL	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	-	159	159
	合計	17,846	-	159	159

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2)通貨関連

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建	0.000		20	20
*****	シンガポールドル	6,696	-	39	39
	合計	6,696	-	39	39

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

诵貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル ユーロ 香港ドル 人民元	投資有価証券	6,651 180 2,796 1,067 1,473	-	326 1 2 38 18
	合計		12,167	-	381

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法捐益等)

第65期		第66期	
(自 2023年4月1日		(自 2024年4月1日	
至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(単位	: 百万円)	(単位:	百万円)
(1)関連会社に対する投資の金額	5,342	(1)関連会社に対する投資の金額	5,341
(2)持分法を適用した場合の投資の金額	17,691	(2)持分法を適用した場合の投資の金額	18,436
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,474	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,427

(退職給付関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(日万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の	調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

0.7%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253百万円でありました。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	34
退職給付の支払額	133
	1,387

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

1,387
1,387
67
1,455
1,455

貸借対照表に計上された負債の額 1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率

1.5%

確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

(ストックオプション等関係) 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオ	プション(2)	2017年度ストックオプション(1)		
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名	
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株	
付与日	2017年 4 月:	27日	2018年 4 月27日		
権利確定条件	2019年4月27日(以下能初日」といいます。 行使可能初日から1年翌日、及過時では一次の当該権日のと2年経費員等の地位による。 と2年経費員等の地位による分の1、3分の1、4分の1、4分の1、4分の1、4分の1、4分の1、4分の1、4分の1ではよりではよりではよりではよりではよりではよりではよりではよりではよりではより) 当 は が は で は で は で に が が が に の が の が の の が の の が の の が の が の が の が の が の が の が の が が の が が が が が が が が が が が が が	2020年4月27日(以 能初日」といいます。 行使可能が日から14 翌日、経過号には ら2年業員に し、それでは 3分の1、3分の1、 権利では 権の行けることを要)経使日あ新3、当 当しが原と約1年 当しまる株分本新の でこうの新4年 を権可のかと要の は、当 は、当 は、当 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	
対象勤務期間	付与日から、権利行例 2年を経過した日まで		付与日から、権利行例 2年を経過した日まで		
権利行使期間	2019年4月27日 2027年4月30日	• • •	2020年4月27 2028年4月30		

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)		
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日		
権利確定前(株)				
期首	217,000	752,000		
付与	0	0		
失効	96,000	406,000		
権利確定	0	0		
権利未確定残	121,000	346,000		
権利確定後(株)				
期首	-	-		
権利確定	-	-		
権利行使	-	-		
失効	-	-		
権利未行使残	-	-		

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
 - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

- 第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況 (1) ストックオプション(新株予約権)の内容

			<u> </u>	证分积口盲(内国?
	2016年度ストックオ	プション(2)	2017年度ストックオ	プション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員	31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員	36名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式	4,409,000株	普通株式	4,422,000株
付与日	2017年 4 月2	27日	2018年 4 月	27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下能初日」といいままりではいる。2年経過日から1年経過のでは、3分の1、3分の1、3分のでは、3ののでは、)、過ぎを ・過じでは ・過じでは ・過じでは ・過じでは ・のでは	2020年4月27日(以了能初日」といいます。行使可能初日」といいます。行使可能が出力がを相がられる。とのでは、3分の1、3分の1、3分の1、4行のでは、3分の1、3分の1、4位のでは、3分の1、4位のでは、3分の1、4位のでは、4位ので)経使日本の ・過可まる株分本 ・過可まる株分本 ・過でころの ・ののかと要の ・ののかが、・ののかが、・ののかが、・のののかが、・のののかと。 ・のののかとをできる。 ・のののかとできる。 ・のののかが、・ののののののののかが、・のののののかと。 ・のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
対象勤務期間	付与日から、権利行使 2年を経過した日まて		付与日から、権利行例 2年を経過した日まで	
権利行使期間	2019年4月27日 2027年4月30日		2020年4月27 2028年4月30	

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況 ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)		
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日		
権利確定前(株)				
期首	121,000	346,000		
付与	0	0		
失効	121,000	154,000		
権利確定	0	0		
権利未確定残	0	192,000		
権利確定後(株)				
期首	-	-		
権利確定	-	-		
権利行使	-	-		
失効	-	-		
権利未行使残	-	-		

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

<u> </u>		
	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年 4 月27日	2018年 4 月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
 - 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額 当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

(税効果会計関係

第65期	第66期
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)

			アモーヴァ	・アセットマネジメン
				有価証券報告書 (内国
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の	D発生の主な原因別	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別
	の内訳		の内訳	
		(単位:百万円)		(単位:百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産	
	賞与引当金	975	賞与引当金	1,047
	投資有価証券評価損	8	投資有価証券評価損	8
	関係会社株式評価損	52	関係会社株式評価損	54
	退職給付引当金	443	退職給付引当金	457
	固定資産減価償却費	80	固定資産減価償却費	69
	繰延ヘッジ損益	510	繰延ヘッジ損益	283
	その他	679	その他	828
	繰延税金資産小計 -	2,750	繰延税金資産小計	2,748
	評価性引当金	52	評価性引当金	54
	繰延税金資産合計 -	2,697	繰延税金資産合計 -	2,694
	繰延税金負債		繰延税金負債	
	その他有価証券評価差額金	2,044	その他有価証券評価差額金	1,221
	その他	948	その他	976
	繰延税金負債合計	2,992	繰延税金負債合計 	2,198
	繰延税金負債の純額	295	繰延税金資産の純額	496
2	法定実効税率と税効果会計適用後率との間に重要な差異があるとき 因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後率との間に重要な差異があるとき因となった主要な項目別の内訳	
,	去定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
	(調整)		(調整)	
	交際費等永久に損金に算入されない 頃目	1.2%	交際費等永久に損金に算入されない 項目	0.6%
3	受取配当金等永久に益金に算入され	10.9%	受取配当金等永久に益金に算入され	1な 6.3%
1 '	八項目		い項目	
	その他	1.1%	その他	0.4%
7	脱効果会計適用後の法人税等の負担	旦率 22.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担	旦率 25.3%
			3 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法 第13号)」が2025年3月31日に成立 2026年4月1日以後に開始する事	建(令和7年法律 したことに伴い、
	_		特別法人税」の課税が行われるこ これに伴い、繰延税金資産及び繰	ととなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算 に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年 4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%になります。この税 率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税 金負債を控除した金額)が26百万円減少し、法人税 等調整額は2百万円減少し、その他有価証券評価差額 金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は8百万円減少 しております。

(関連当事者情報)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 関連当事者との取引 (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

- (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。
- (イ) 財務諸表提出会社の子会社

										(130350
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							資金の返済 (シンガポール ドル貨建) (注1)	3,318 (SGD 33,000千)	関係会社 短期 貸付金	-
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール国	232,369 (SGD干)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	22 (SGD 223千)	未収収益	-
							関係会社株式 の取得 (注2)	13,412	-	-
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	2,950 (USD 20,000干)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	増資の引受 (注4)	1,828	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠55百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を 勘案して決定しておりました。
- 2. Nikko Asset Management International Limitedが保有する関連会社AHAM Asset Management Berhadの20%の株式を、2023年4月19日に13,412百万円で取得しました。
- 3.Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載して おります。
- 4 . Nikko AM Global Holdings Limitedの行った1,828,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円 で当社が引受けたものであります。
- 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記 (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以 下のとおりであります。なお、下記数値は2023年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相 場で円貨に換算したものであります。

資産合計 41,322百万円 負債合計 8,314百万円 純資産合計 33,008百万円

営業収益 18,682百万円 税引前当期純利益 6,005百万円 当期純利益 4,538百万円

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
- (ア) 財務諸表提出会社の親会社 重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
----	--------------------	-----	------------------	-----------	-------------------------------	-----------------------	-------	------------	----	---------------	--

子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール国	ガ 232,369 V国 (SGD千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注1)	6,690 (SGD 60,000千)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000干)
							借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	286 (SGD 2,532干)	未払費用	286 (SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	配当の受取	2,641 (USD 18,000千)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	-	増資の引受 (注3)	7,360	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を 勘案して決定しております。
- 2.Nikko AM Americas Holding Co.、Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載して おります。
- 3 . Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円 で当社が引受けたものであります。
- 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社(東京証券取引所等に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2024年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 46,582百万円 負債合計 7,834百万円 純資産合計 38,748百万円

営業収益 18,712百万円 税引前当期純利益 6,127百万円 当期純利益 4,588百万円

(セグメント情報等) セグメント情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

地域ごとの情報

(1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しておりま す。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

3 主要な顧客ごとの情報 営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1 製品及びサービスごとの情報 当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。
- 2 地域ごとの情報
- (1)営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報 営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	548円41銭	546円58銭
1 株当たり当期純利益金額	43円14銭	63円58銭

(注)1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社 株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないた め記載しておりません。

1 株当たり当期姉利が全額の質定上の基礎は、以下のとおりであります

項目	第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数(千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	2016年度ストックオプション (2)121,000株、 2017年度ストックオプション (1)346,000株	2017年度ストックオプション (1)192,000株

1 株当たり尓姿彦顔の質宝上の其礎は、以てのとおりでなります

1	W rocor coray	
項目	第65期 (2024年 3 月31日)	第66期 (2025年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	•
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (1)日こまたはてい私神区でしては執行区とい同にのける状況を行なつことを内谷とした理用を行なつこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。 (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で
- 定めるものを除きます。
- 定めるものを除きます。)。
 (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
 (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
 (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を 行ないました。

・商号の変更(アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更)

(2)訴訟事件その他の重要事項

^{*} 委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

<u> </u>		
名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
3,067百万円	
135,000百万円	
54,323百万円	金融商品取引法に定める第一
11,945百万円	種金融商品取引業を営んでい
40,500百万円	ます。
19,495百万円	
	(2025年3月末現在) 3,067百万円 135,000百万円 54,323百万円 11,945百万円 40,500百万円

¹ 募集の取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

_	<u> アノトに </u>	
	提出年月日	提出書類
	2025年 1月31日	臨時報告書
	2025年 4月15日	有価証券届出書
	2025年 4月15日	有価証券報告書
	2025年 4月30日	臨時報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 三 上 和 彦

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連

EDINET提出書類

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社(E12430) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続 企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表 明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと ともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適 正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不 備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

指定有限責任社員

公認会計士 辻村 和之

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・GS 世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)の2025年1月16日から2025年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・GS世界ソブリン・ファンド(毎月分配型)の2025年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断し ている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務 諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相 違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規 定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。